

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第15 略] 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） [1～9 略] 10 周波数の使用条件等 <u>(1) アナログ方式用400MHz帯を使用するもの及び348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波を使用するものは、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期にデジタル方式の簡易無線局に移行することとする。</u> <u>(2) アナログ方式用400MHz帯を使用するもの及び348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波は、原則として再免許に限り使用できることとする。新設による免許又は工事設計の変更の許可については、当該免許人に現に同一の周波数等が免許されている場合等合理的な理由がある場合に限り使用できることとする。</u> [第17～第26 略]</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第15 同左] 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） [1～9 同左] [新設] [第17～第26 同左]</p>

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。